

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年8月1日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、土地利用計画図に記載された不開示情報のうち、法人の特定につながらない情報を不開示としたことは妥当とはいえず開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

#### （1） 本件処分に先立つ処分について

ア 審査請求人は、平成29年6月18日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆（以下「本件土地」という。）に係る、農地法（昭和27年法第229号）第5条の規定に基づく農地転用許可の決裁文書等について公文書の開示請求を行った。

イ これに対し実施機関は、当該開示請求に係る公文書として、「農地法第5条の規定による許可申請について（〇〇市） 平成〇〇年〇月〇〇日決裁」外1件の文書を特定し、平成29年7月5日付けで、公文書の一部を条例第10条第1号及び第2号に該当するため不開示とする公文書部分開示決定（以下「処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### （2） 本件処分について

ア 審査請求人は、平成29年7月14日付けで、条例第7条の規定に基づき、実施機関に対し次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

処分1に基づいて開示された「農地法第5条の許可申請書の送付について（平

成〇〇年〇月〇〇日付け〇農委第〇〇〇〇号)」(以下「文書A」という。)において、文書Aに添えて実施機関に送付されたと記載されている文書のうち、「19 建築物等見積書」、「23 建築物等配置図」及び「24 建築物 平面図・立面図」(以下「『19 建築物等見積書』等」という。)に該当するもの。

また、審査請求人は本件開示請求において、「なお、開示に当たっては、開示された文書が上記のどの番号の文書に該当するのか明示されたい。」と主張した。

イ これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「見積書」(「19 建築物等見積書」に該当)及び「土地利用計画図」(「23 建築物等配置図」及び「24 建築物 平面図・立面図」に該当)を特定した。

ウ 実施機関は、平成29年8月1日付けで、「法人の印影」、「土地利用計画図作成者情報」、「見積書の内容が分かる部分」及び「企業の取引先が分かる部分」を条例第10条第2号に該当するため不開示とする本件処分を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、平成29年10月31日付けで、実施機関に対し、本件処分に係る公文書の全部開示を求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(4) 当審査会は、本件審査請求について、平成30年2月14日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

(5) 当審査会は、平成30年2月21日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

処分1に基づいて開示された文書Aにおいて、文書Aに添えて送付されたと記載されている文書のうち「19 建築物等見積書」等に該当する文書全てを開示するとの裁決を求める。ただし、開示された文書について、上記のどの番号の文書に該当するか明示する方法による。



〇〇市農業委員会の平成25年4月16日付け公文書部分公開決定(以下「〇〇市による処分」という。)の決定通知書において、運輸倉庫会社の「資金調達計画書のうち、所要費用の金額」等を公開しない理由として、「資材置場用地造成工事の細項目毎に算出した金額である」と記載されており、本件土地に資材置場として使用される部分があると認めている。しかし、本件処分に基づき開示された文書には、資材置場として使用される部分についての記載がないため、資材置場に関する情報が含まれた「19 建築物等見積書」等が存在する可能性がある。

### (3) 反論書の趣旨

ア 実施機関は下記4(3)アのとおり主張するが、そのような事実はない。本件処分につき、実施機関から審査請求人宛に電話があったが、説明を受けたのは審査請求人の〇であり、開示される文書が審査請求人の開示を求めるとの番号の文書に該当するののかといった説明は一切なく、公文書の写しに「19 建築物等見積書」等を記載することは、公文書に加筆することとなるからできないとの説明もなかった。

そもそも、審査請求人は「開示に当たっては、開示された文書が文書Aの番号のどの文書に該当するのか明示されたい。」と明記しているので、文書にて説明すべきであるし、写しに付箋を付けて明示することは容易に可能である。公文書の原本ならばともかく、写しにすら加筆できない理由が明らかではない。加筆できない根拠(法令等)も含めて明らかにされたい。

イ 土地利用計画図の作成者の情報及び見積書を作成した法人名等については、〇〇市による処分では開示されているため、これらの情報は開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものには当たらず、不開示とした実施機関の判断は条例第10条第2号に反する。

ウ 実施機関は処分1において「ビズスタイルトレーラー 基本構造及び仕様書」及び「トレーラーハウスの構造を示す書面」と題する文書を開示したが、前者は項目以外の具体的な情報は不開示となっており、後者は作成者の情報が不開示と

なっている。トレーラーハウスは建築物に該当すると考えられ、これらの文書は「24 建築物 平面図・立面図」に該当するものであり、本件処分においてこれらの文書を開示しなかったことは不当である。

また、これらの文書は〇〇市による処分では全部開示されているため、実施機関がこれらの文書を開示するに当たっては全部開示すべきである。

エ 実施機関は、「23 建築物等配置図」及び「24 建築物 平面図・立面図」はいずれも土地利用計画図を指すと主張するが、文書Aにはそれぞれ一通ずつ存在すると記載されているので、これらは別個の文書として存在するのではないかと考えられる。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件処分の対象文書について

本件処分に対象文書とした見積書及び土地利用計画図は、本件土地に係る農地法第5条の規定に基づく許可申請書の添付書類として、〇〇市農業委員会を經由して実施機関に提出されたものである。見積書が「19 建築物等見積書」に、土地利用計画図が「23 建築物等配置図」及び「24 建築物 平面図・立面図」に、それぞれ該当することから、これらの文書を対象文書として特定した。

##### (2) 本件処分の不開示理由について

土地利用計画図作成者情報は、特定の法人の取引内容に関する事項であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号の法人不利益情報に該当するため、不開示とした。

見積書の内容が分かる部分は、見積書を作成した法人等の事業に関する情報であって、当該法人のノウハウを含むものであり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号の法人不利益情報に該当するため、不開示とした。

##### (3) 審査請求人の主張について

ア 上記3(2)アの主張については、否認する。その理由は、公文書の写しに「19 建築物等見積書」等を記載することは、公文書に加筆することとなりできないため、本件処分後に、交付費用等について審査請求人に電話で連絡した際に、見積書が「19 建築物等見積書」に、土地利用計画図が「23 建築物等配置図」及び「24 建築物 平面図・立面図」に該当することを説明し、そのことをもって明示したこととしたいと伝えたところ、審査請求人が了承した旨を確認しているためである。

イ 上記3(2)イの主張については、本件開示請求にて請求された文書については部分開示も含め全て審査請求人に開示しており、その他に「19 建築物等見積書」等に該当する文書は存在しない。

また、上記3(2)イcにおいて、審査請求人は土地利用計画図には緑地工事に関する記載がないと主張するが、土地利用計画図には緑地帯に関する情報が記載されている。

ウ 上記3(2)イdにおいて、審査請求人は本件処分に基づき開示された土地利用計画図には資材置場として使用される部分についての記載がないため、資材置場についての記載がある「19 建築物等見積書」等が存在する可能性があるとして主張する。しかし、本件土地に係る平成〇〇年〇月〇日付け農地転用許可申請(以下「本件申請」という。)の転用目的は駐車場であるため、資材置場として使用される部分が記載された土地利用計画図は存在しない。資材置場としての計画が存在しないにもかかわらず、〇〇市による処分において「資材置場用地造成工事」という文言が記載されている理由については知らない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分の対象文書について

農地に関して、権利の移転又は設定を伴い、農地を農地以外にしようとする場合、県知事等から農地法第5条に基づく許可を受けなければならない。許可を受けようとする者は、農地のある市町村の農業委員会に申請書を提出し、市町村の農業委員

会はそれに意見を付して県知事等に送付する。県知事等は許可又は不許可の決定を行い、市町村の農業委員会を通して申請者に通知を行う。本件処分の対象文書は、本件申請を受けて実施機関が許可を決定した際の決裁文書のうち、申請書の添付書類のうちの一部である。

(2) 本件開示請求について

実施機関は処分1において、審査請求人に対し、本件申請に係る農地転用許可の決裁文書等の部分開示を行っており、文書Aは処分1の対象文書のうちの一つである。文書Aは〇〇市農業委員会が作成し、実施機関に申請書を送付する際に添付した文書であり、「このことについて、下記のとおり関係書類を添えて送付します。」との文言のほか、文書Aとともに送付された申請書や添付書類の番号、題名、通数の一覧が記載されている。その一覧の中に、「19 建築物等見積書 一通」、「23 建築物等配置図 一通」及び「24 建築物 平面図・立面図 一通」との記載がある。当審査会が実施機関に確認したところ、本件開示請求において、審査請求人は文書Aにおける「19 建築物等見積書」等に該当する文書の開示を請求したため、実施機関は、見積書が「19 建築物等見積書」に該当し、土地利用計画図が「23 建築物等配置図」及び「24 建築物等 平面図・立面図」に該当することを〇〇市農業委員会に確認し、これらを本件処分の対象文書として特定したとのことである。

なお、見積書及び土地利用計画図は、処分1においても対象文書として審査請求人に開示されている。

(3) 対象文書の特定について

審査請求人は、本件処分が開示された文書以外に「19 建築物等見積書」等に該当する文書が存在する可能性があると主張する。

そこで、当審査会は次のア～エのとおり、本件処分における対象文書の特定が妥当であったかどうか検討する。

ア 審査請求人は、本件処分において開示された文書の内容と本件土地の実際の状況が異なっていることから、本件処分が開示された文書以外に「19 建築物等

見積書」等に該当する文書が存在する可能性がある」と主張する。

この主張を受けて当審査会が実施機関に確認したところ、農地転用許可を受けて工事を実施した場合、工事完了後に市町村の農業委員会の完了検査を受けなければならない、本件土地においても〇〇市農業委員会による完了検査が実施され、本件申請の内容のとおり工事が実施されたことを確認しているとのことである。完了検査時において本件土地は本件申請の内容のとおり施工されていたことから、審査請求人が主張する、開示された文書の内容と本件土地の状況の相違については、完了検査後に生じたと考えるのが自然である。したがって、審査請求人が主張する、開示された文書とは異なる「19 建築物等見積書」等を実施機関が保有しているとは考えにくい。

イ 審査請求人は、〇〇市による処分に資材置場に関する文言が含まれていたことから、資材置場に関する情報が含まれた「19 建築物等見積書」等が存在する可能性がある」と主張する。

この主張を受けて当審査会が本件申請の申請書を見分したところ、許可の目的は駐車場と記載されており、添付書類も含め資材置場に関する情報は記載されていなかった。したがって、審査請求人が主張する、資材置場に関する情報を含む「19 建築物等見積書」等を実施機関が保有しているとは考えにくい。

ウ 審査請求人は、「ビズスタイルトレーラー 基本構造及び仕様書」等のトレーラーハウスに係る文書について、トレーラーハウスは建築物であるため「24 建築物 平面図・立面図」に該当し、本件処分における対象文書とすべきであると主張する。

この主張を受けて当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は本件処分に際し、トレーラーハウスが建築物に当たるかどうかを〇〇市の建築所管課に確認し、建築物には当たらないという回答を得たので、これらの文書は「24 建築物 平面図・立面図」には該当せず本件処分の対象文書には当たらないと判断したとのことである。したがって、当審査会としてはトレーラーハウスに係る文書は本件処分の対象文書には当たらないとする実施機関の説明に不自然、不合理



な点はないと判断する。

エ 審査請求人は、「23 建築物等配置図」及び「24 建築物 平面図・立面図」はそれぞれ別個に存在するのではないかと主張するが、上述のとおり実施機関は文書Aを作成した〇〇市農業委員会に確認した上で対象文書を特定しており、土地利用計画図が「23 建築物等配置図」及び「24 建築物 平面図・立面図」を兼ねるとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

したがって、本件処分で開示した文書以外に「19 建築物等見積書」等に該当する文書を保有せず、本件処分の対象文書は部分開示も含め全て審査請求人に開示されているとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、それを覆すに足る事情は見受けられないため、実施機関が本件処分において見積書及び土地利用計画図を対象文書として特定したことは妥当である。

(4) 本件処分の不開示情報の条例第10条第2号該当性について

実施機関は、本件処分における不開示情報は法人の取引内容やノウハウ等に関する事項であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり条例第10条第2号に該当するとしている。

条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

そこで、当審査会は次のア～ウのとおり、各不開示情報の条例第10条第2号該当性について検討する。

ア 法人の印影について

法人の代表者の印影は、契約締結や各種届出等において使用されるなど、法人の対外活動において重要な意義を有するものであり、開示することにより、悪用されるなど当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### イ 見積書の内容が分かる部分について

見積書の内容が分かる部分とは、見積書に記載された見積額及び項目ごとの金額のことであり、作成した法人が見積額を算出する際の積算内訳が分かる情報であり、当該法人の営業上のノウハウに関する情報と認められ、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### ウ 土地利用計画図作成者情報及び企業の取引先が分かる部分について

土地利用計画図作成者情報とは、土地利用計画図を作成した法人が特定される情報であり、企業の取引先が分かる部分とは見積書を作成した法人が特定される情報であり、これらは運輸倉庫会社の取引先を特定できる情報である。法人の事業活動における取引先は、法人が自らの営業活動により開拓した商取引相手であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ただし、本件処分では土地利用計画図中不開示とされた情報のうち、法人の特定につながらない情報が不開示とされているが、当該情報を不開示とする事由は見受けられず、他の不開示情報と容易に区分して開示することも可能であることから、当該情報については開示すべきである。

以上のことから、本件処分は土地利用計画図に記載された不開示情報のうち、法人の特定につながらない情報を不開示としたことは妥当とはいえず、開示すべきであるが、その余の判断については妥当である。

なお、実施機関及び審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

宮原 均、市川 直子（平成30年3月31日まで）、甲原 裕子、鈴木 陽子（平成30年4月1日以降）

審議の経過

年 月 日	内 容
平成30年 2月14日	諮問（諮問第309号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成30年 2月21日	実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第131回審査会）
平成30年 4月11日	審議（第三部会第132回審査会）
平成30年 5月30日	審議（第三部会第133回審査会）
平成30年 6月28日	審議（第三部会第134回審査会）
平成30年 7月25日	審議（第三部会第135回審査会）
平成30年 8月 8日	答申